

中心市街地活性化基本計画の設定区域と バルイベントの実施範囲との比較

—兵庫県を事例として—

石 原 肇[†]

Comparing Areas Subject to the “Central Urban Area Revitalization Basic Plan” and the Scope of *Baru Ibento*; A Case Study of Hyogo Prefecture

ISHIHARA Hajime[†]

Abstract

Revitalization of central urban areas is an urgent issue. In recent years, as a means to revitalize urban centers, *baru ibento* (bar event), festive events focused on food and beverage establishments, have attracted attention. In the Kinki region, these bar events are actively sponsored and hosted. In Hyogo prefecture, eight cities have formulated the basic plans for revitalizing their central urban areas. This number is the largest in the Kinki region. Therefore, this paper compares the implementation of *baru ibento* with the basic plans for the city centers of these municipalities (referred to as *Chushin shigaichi ka'seika kihon keikaku*) of Hyogo Prefecture. As a result, during the planning period in the cities of Himeji, Akashi, Itami and Kawanishi, the area and the scope of the bar event coincided. In these four cities, the bar events have been held regularly.

On the other hand, different responses were found in the cities of Kobe, Amagasaki, and Takarazuka, where the period of planning had ended. Tanba City is still in the planning period and a *baru ibento* has yet to be held.

要 旨

中心市街地の活性化は喫緊の課題となっている。近年、中心市街地の活性化策として、バルイベントが注目されている。近畿圏ではバルイベントが盛んに行われている。兵庫県には中心市街地活性化基本計画の策定市が8市あり、近畿圏では最も多い。本稿では、兵

[†] 大阪産業大学 デザイン工学部環境理工学科教授

草稿提出日 11月15日

最終原稿提出日 12月26日

庫県を研究対象地域として、その計画に基づく中心市街地地域とバルイイベントの実施範囲を比較した。その結果、計画期間中の姫路市、明石市、伊丹市、川西市では、中心市街地地域とバルイイベントの実施範囲が一致していた。また、これらの4市では、バルイイベントが継続的に開催されていた。一方、計画期間が終了している神戸市、尼崎市、宝塚市では異なる対応がみられた。なお、丹波市では、未だにバルイイベントは実施されていない。

キーワード：中心市街地活性化基本計画の区域、バルイイベントの実施範囲、比較、兵庫県

Keywords : Central Urban Area Revitalization Basic Plan, baru ibento (bar event), comparison (urban planning), Hyogo prefecture

1 はじめに

中心市街地の活性化はかねてより課題とされてきた。国土交通省の『2014(平成26年度)中心市街地活性化ハンドブック』(国土交通省都市局まちづくり推進課, 2014)を参考にこれまでの経過をみよう。中心市街地には多様な都市機能が集積していたが、モータリゼーションの進展や消費生活の変化等の社会経済情勢の変化により空洞化が進んだ。この要因の一つとして、大規模店舗の出店も大きな影響を与えていると考えられ、1998年にいわゆる「まちづくり三法」が制定された。すなわち、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法、改正都市計画法の三法である。大規模小売店舗立地法は、大規模店舗の出店に際して周辺的生活環境の保持の観点から配慮を求めたものである。改正都市計画法は、まちづくりの観点から大規模店舗の立地規制などを可能にしたものである。中心市街地活性化法は、空洞化の進行している中心市街地の活性化を図ることを目的とされた。中心市街地活性化法については、市町村が中心市街地活性化基本計画を作成し、この基本計画に基づき市街地の整備改善と商業等の活性化を柱とする総合的・一体的な対策を関係府省庁、地方公共団体、民間事業者等が連携して推進することにより、中心市街地の活性化を図るものとされた。

しかし、中心市街地活性化法施行後、様々な対策が講じられてきたにも関わらず、中心市街地は、居住人口の減少、公共公益施設の移転や郊外大型店の立地といった原因により衰退が進んでいった。このため、2006年に中心市街地活性化法は都市計画法とともに改正された。法改正の趣旨は、人口減少・超高齢社会の到来を迎える中で、高齢者をはじめ多くの人々にとって暮らしやすいまちとなるよう、様々な機能がコンパクトに集積した、「歩いて暮らせるまちづくり」の実現であった。これは、従前の中心市街地活性化法は商業振興策が中心であり、中心市街地を生活空間として再生する措置が少なく、また、市町村が

中心市街地活性化基本計画の設定区域とバルイベントの実施範囲との比較—兵庫県を事例として—(石原 肇)

策定した基本計画の内容を評価し、意欲的な取組みを国が集中的に支援する仕組みとなっていなかったとし、中心市街地における都市機能の増進および経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、内閣に中心市街地活性化本部を設置するとともに、市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度を創設、さまざまな支援策を重点的に講じていくこととされた。また、地域が一体的にまちづくりを推進するための中心市街地活性化協議会の法制化等の措置が講じられた。

その後、少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における商業機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加に歯止めがかからない状況であった。また、2014年に政府は『日本再興戦略－JAPAN is BACK－』を決定し、同戦略において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、民間投資の喚起を軸とした中心市街地の活性化を図るため、再度2014年に中心市街地活性化法は改正された。改正された中心市街地活性化法では、中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業を認定した上で重点支援する制度の創設、中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度ならびにこれに係る支援措置、道路占用の許可の特例等の創設がなされた。

このように、中心市街地の活性化は、時代背景の変化も伴い、今日に至ってもなお喫緊の課題となっている。中心市街地の活性化策として、近年、100円商店街、バルイベント、まちゼミが注目されている(長坂他, 2012)。このうちの1つであるバルイベントは中心市街地の地域や商店街等で催される飲み歩きイベントである。その発祥は北海道の「函館西部地区バル街」で、松下(2013)は、バル街とは、西部地区とバル街マップ(ガイドマップ)、ピンチョー(つまみ)の3つで構成されている飲み歩きイベントであるとしている。参加者は例えば1冊5枚のチケットを3,500円で購入し、飲食店はチケット1枚で1ドリンク・1フードを提供するものである。

2004年に「函館西部地区バル街」で初めて開催され、2009年に千葉県柏市や兵庫県伊丹市で開催され、その後、全国各地で開催が飛躍的に増加してきている。2017年10月、公益財団法人日本デザイン振興会(2017)は、「函館西部地区バル街」をグッドデザイン100に選定した。審査委員の評価では、「この「バル街」ほど、全国に広まった食による地域興しイベントはないのではないだろうか。(中略)他地域での開催に関しては無償でノウハウを提供している。その活動に敬意を表して、ベスト100受賞となった。」としている。

ここで、バルイベントについての先行研究をみよう。松下(2009)は「函館西部地区バル街」の集客メカニズムを普段行くことのできない店の敷居の低さにあるとしている。これに対して真鍋(2013)は近畿地方のバルイベントを対象としてバルイベントの集客メカニズムは敷居の低さだけでなく、通常一軒の店に行く料金で複数の店を楽しむことにあ

ると指摘している。角谷（2016）は「函館西部地区バル街」から「伊丹まちなかバル」にどのようにノウハウが移転したかをコーディネーションの視点から分析するとともに、角谷（2015）は「伊丹まちなかバル」開催以降の実施区域の商店街での飲食店の増加を確認している。清水・中山は商店街活性化イベントとして継続的にバルイベントを実施していく観点から、奈良県の「あるくん奈良まちなかバル」を対象に調査を行い、バルイベントに来た客による飲食店の評価を参加飲食店に知らせることの重要性を指摘している（清水・中山，2014，清水・中山，2015）。このように、バルイベントに係る研究は、商学や建築学の視点から先行してきた。

筆者は、2016年5月に伊丹市主催の「近畿バルサミット」に参加する機会を得た。この会合は、バルイベントを実施する団体が参加するものである。初参加以降、半年に一度開催される度に継続して出席し、参加団体による情報交換の場に同席してきた。この会合での見聞から、バルイベントはイベントではあるものの、地域活性化のためには単発ではなく継続開催することが重要であると認識するに至った。この観点に立ち、地域研究の視点から、以下の3つの方向が考えられる¹⁾。まず、都市の位置や規模との関係、すなわち地域的特性と継続性の把握である。これについて、石原（2017a）は滋賀県のバルイベントが実施されている8市を研究対象地域として調査を行い、比較的規模の大きい市で継続開催していることを明らかにした。また、石原（2018a）は奈良県のバルイベントが実施されている6市町を研究対象地域として調査を行い、滋賀県と同様に比較的規模の大きい市で継続開催していることを明らかにした。つぎに、近郊都市における地域の農産物を活かした地産地消をコンセプトとしたバルイベントの実施による差別化と継続性の把握である。これについて、石原（2017b）は大阪府堺市を、石原（2017c）は大阪府八尾市を、石原（2018b）は兵庫県三田市をそれぞれ研究対象地域として地産地消をコンセプトとしたバルイベントの取組みを調査し、いずれもが継続して開催されてきていることを報告している²⁾。さらに、飲み歩きイベントというイベントの性格からコンパクトさが求められ、中心市街地活性化基本計画の区域設定とバルイベントの実施範囲との整合と継続性の関係の把握が必要であろう³⁾。

そこで、本稿は、2006年の中心市街地活性化法の改正以降、近畿圏の中で中心市街地活性化基本計画の策定市が最も多い兵庫県を選定し、各市の中心市街地活性化基本計画の区域設定とバルイベントの実施範囲を比較し考察するとともに、バルイベントの実施状況を把握することを目的とする。

2 研究対象地域および研究方法

近畿圏整備法の政策区域を図1に、内閣府地方創生推進事務局による「認定された中心市街地活性化基本計画」(2018年11月時点)に基づき近畿圏の2府4県の中心市街地活性化基本計画策定市を図2に示す。兵庫県が8市と最も多く、ついで滋賀県の5市⁴⁾、大阪府と和歌山県の2市、京都府と奈良県の1市の順となっている。つぎに、バリエントに関する統計がないことから、伊丹市主催の「近畿バルサミット」に参加した団体を把握する。図3は2016年10月開催の第11回「近畿バルサミット」までに参加した団体の位置を示している。大阪府が29団体と最も多く、ついで兵庫県が18団体となっており、この2府県からの参加が極めて多くなっている。このようなことから、本稿の研究対象地域は兵庫県

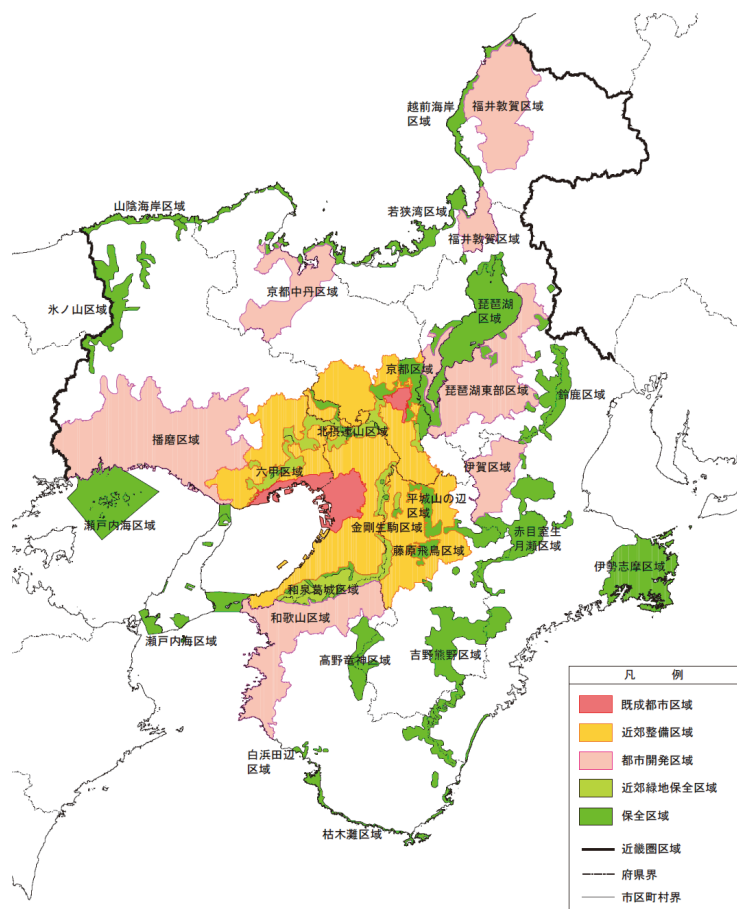


図1 近畿圏整備法 政策区域

資料：国土交通省HPより引用

<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/vision/seisaku-e-map/k-seisaku-map.pdf> (最終閲覧日：2018年11月11日)

の中心市街地活性化基本計画策定市である神戸市と姫路市、尼崎市、明石市、伊丹市、宝塚市、川西市、丹波市の8市とする。

研究方法は、以下のとおりとする。まず、研究対象地域である8市の地方自治法上の位置付け、近畿圏整備法上の地域の位置付け、人口（2015年国勢調査結果）、行政区域面積、人口密度を把握する。つぎに、各市が策定した中心市街地活性化基本計画から、その計画期間を把握した上で、計画で定めている中心市街地地域の位置と面積を確認する。あわせて、中心市街地活性化法の第15条第1項で定める都市機能の増進のための機関および経済活力の向上のための機関を把握するとともに、中心市街地

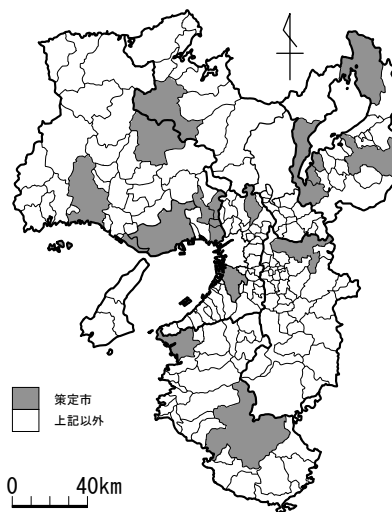


図2 認定された中心市街地活性化基本計画のある市（2018年11月現在）

資料：内閣府地方創生推進事務局「認定された中心市街地活性化基本計画」
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/list.html>（最終閲覧日：2018年11月11日）

表1 兵庫県を中心市街地活性化基本計画策定市の概要

都市名	地方自治法上の位置づけ	近畿圏整備法の政策区域	人口(万人)	行政区域面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
神戸市 (長田区)	指定都市	既成都市区域	153.7 (11.4)	557.0 (9.8)	2,759.8 (8,619.0)
姫路市	中核市	都市開発区域	53.6	534.5	1,002.2
尼崎市	中核市	既成都市区域	45.3	50.7	8,922.8
明石市	中核市	都市開発区域	29.3	49.4	5,937.0
伊丹市	—	近郊整備区域	19.7	25.0	7,875.3
宝塚市	施行時特例市	近郊整備区域	22.5	101.8	2,209.3
川西市	—	近郊整備区域	15.6	53.4	2,926.2
丹波市	—	—	6.5	493.2	131.1

指定都市 要件：人口50万以上の市のうちから政令で指定
 中核市 要件：人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定
 施行時特例市 ※特例市制度 要件：人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定
 （地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）による特例市制度の廃止（平成27年4月1日施行）の際、現に特例市（※）である市）
 その他の市 要件：人口5万以上ほか

資料：総務省HP「地方公共団体の区分」および国土交通省HP「近畿圏整備法 政策区域の構成市町村名一覧」より作成
 総務省HP http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chihou-koukyoudantai_kubun.html
 国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/common/001150743.pdf>
 （最終閲覧日：2018年11月11日）

中心市街地活性化基本計画の設定区域とバルイベントの実施範囲との比較—兵庫県を事例として—(石原 肇)

に位置する鉄道駅の1日乗降客数を兵庫県あるいは当該市の統計書ならびに当該鉄道会社の公表資料から把握する。つぎに、バルイベントの開催状況は、継続開催している地域については、バルイベントの事務局から資料や情報提供を受けるとともに聞き取りを行った。くわえて、開催時の現地観察を2016年11月から2017年11月にかけて行っている。現在はバルイベントの開催を実施していない地域については、インターネットでの情報収集を行った上で開催時の事務局を担当していた機関あるいは関係機関から聞き取りを行った。これらにより収集したバルマップからバルイベントの実施区域を把握し、中心市街地活性化基本計画の中心市街地区域と比較を行った。以上の情報に基づき総合的な考察を行う。なお、未だバルイベントの開催に至って地域については、2016年12月に中心市街地区域を現地調査して状況を把握した上で、当該市から聞き取りを行った。

3 中心市街地区域とバルイベントの実施状況

(1) 神戸市(新長田地区)中心市街地活性化基本計画と「新長田まちなかバル」

神戸市は、兵庫県の南部に位置する同県の県庁所在地で、垂水区・須磨区・長田区・兵庫区・中央区・灘区・東灘区・北区・西区から構成される政令指定都市である(図2)。市域の面積は約557.0km²、人口は約153.7万人となっている。近畿圏整備法の既成都市区域と近郊整備区域からなるが、中心市街地活性化基本計画の中心市街地区域は長田区に設定されており、既成都市区域にあたる(図1)。

表2に示すように、神戸市の中心市街地活性化基本計画は2008年7月9日に認定されている。計画期間は、2008年7月から2013年3月とされている。計画期間終了後は、神戸市では、中心市街地活性化基本計画を策定していない。

中心市街地活性化基本計画の中心市街地区域は図4に示すように長田区のJRおよび神戸市営地下鉄の新長田駅周辺に設定され、面積は約113haとなっている(表3)。都市機能の増進のための機関としては新長

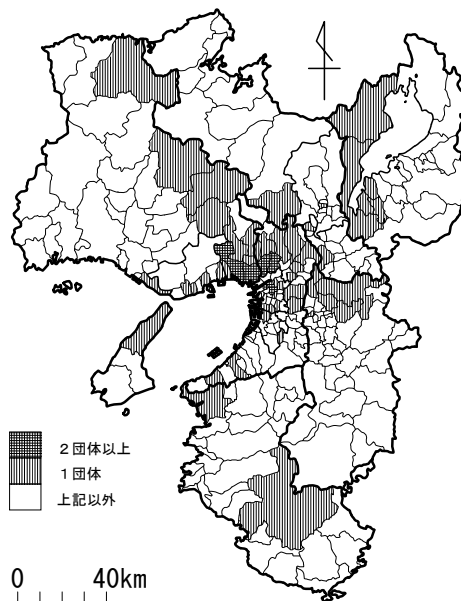


図3 近畿2府4県の「近畿バルサミット」参加団体の位置(2016年10月現在)
資料:伊丹市提供資料より作成

表2 中心市街地活性化法の制定・改正および兵庫県内での中心市街地活性化基本計画の策定期間・計画期間

年	法の制定・改正	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	伊丹市	宝塚市	川西市	丹波市
1998	中心市街地活性化法制定 (まちづくり三法制定)								
2006	中心市街地活性化法改正 (歩いて暮らせるまちづくりの実現)								
2007									
2008		計画策定		計画策定		計画策定	計画策定		
2009		計画策定		計画策定		計画策定			計画策定
2010					計画策定			計画策定	
2011									
2012									
2013									
2014	中心市街地活性化法改正 (コンパクトシティの実現)								
2015			計画策定②					計画策定②	
2016			計画策定②		計画策定②			計画策定②	計画策定②
2017									
2018									
2019									
2020									
2021									

資料：各市中心市街地活性化基本計画より作成
注：表中の基本計画の後の②は第二期を示す

中心市街地活性化基本計画の設定区域とパルイベントの実施範囲との比較—兵庫県を事例として—(石原 肇)



図4 神戸市(新長田地区)中心市街地

資料：『神戸市(新長田地区)中心市街地活性化基本計画』
(神戸市, 2008) から引用

表3 中心市街地活性化区域面積と法定機関, 区域内の駅の一日常旅客乗車人員

都市名	中心市街地 区域面積 (ha)	都市機能の増進 (法第15条第1項第1号)	経済活力の向上 (法第15条第1項第2号)	1日平均旅客乗降車人員 ^{***}	
				駅名	人員 (人)
神戸市	113	新長田まちづくり(株)	(株)神戸ながたTMO	新長田 (JR)	22,013
				新長田 (地下鉄西神線)	20,896
				新長田 (地下鉄海岸線)	9,121
姫路市	222	(株)まちづくり姫路	姫路商工会議所	姫路 (JR)	51,086
				山陽姫路 (山陽電鉄)	14,185
尼崎市	83	(株)ティール・エム・オー尼崎	尼崎商工会議所	阪神尼崎 (阪神電鉄)	41,401
明石市	60	明石地域振興開発(株)	明石商工会議所	明石 (JR)	52,230
				山陽明石 (山陽電鉄)	14,378
伊丹市	73	伊丹都市開発(株) [*]	伊丹商工会議所	伊丹 (JR)	24,285
				阪急伊丹 (阪急電鉄)	22,946
宝塚市	188	ソリオ宝塚都市開発(株)	宝塚商工会議所	宝塚 (JR)	32,318
				阪急宝塚 (阪急電鉄)	46,046
				宝塚南口 (阪急電鉄)	11,499
				逆瀬川 (阪急電鉄)	24,614
川西市	80	川西都市開発(株) パルティ川西	川西市商工会 川西能勢口振興開発(株)	川西池田 (JR)	19,771
				川西能勢口 (阪急電鉄)	44,249
				川西能勢口 (能勢電鉄)	46,250
丹波市	69	(株)まちづくり柏原	丹波市商工会	柏原 (JR)	816

※現, 伊丹まち未来(株)

※※阪神電鉄と能勢電鉄は2015年, JRと山陽電鉄, 神戸市営地下鉄は2016年, 阪急電鉄は2017年の数値である

資料: 各市の中心市街地活性化基本計画, 兵庫県統計書, 神戸市統計書, 姫路市統計書, 川西市統計書, 阪急電鉄HP, 阪神電鉄HPにより作成

阪急電鉄HP「駅別乗降人員」 <http://www.hankyu.co.jp/station/passenger.html> (最終閲覧日:2018年11月11日)

阪神電鉄HP「ハンドブック阪神2018」 <https://www.hanshin.co.jp/handbook/> (最終閲覧日:2018年11月11日)

表4 バルイベントの実施主体・開催状況等

都市名	実施主体	事務局	開催回数	最初の開催年月日	直近の開催年月日
神戸市	アスタ新長田北テナント会	アスタ新長田北テナント会	1	2016年10月8～10日	2016年10月8～10日
姫路市	姫路商工会議所	姫路商工会議所	7	2012年11月16日	2018年10月24日
尼崎市	実行委員会	実行委員会	1	2014年7月26日	2014年7月26日
明石市	実行委員会	明石地域振興開発(株)	15	2010年10月22日	2018年11月9・10日
伊丹市	伊丹市中心市街地協議会	伊丹まち未来(株)	19	2009年10月17日	2018年10月20日
宝塚市	実行委員会	実行委員会	5	2014年5月17・24・31日	2018年6月2・9・16日
川西市	川西市中心市街地協議会	川西市中心市街地協議会	15	2011年3月5日	2018年11月11日
丹波市	-	-	0	-	-

資料：各バルマップに記載の事項および事務局への聞き取りに基づき作成



図5 新長田まちなかバルのバルマップ（アスタ新長田北テナント会作製）

資料：新長田まちなかバルHPから引用

<http://www.shinnagata-stm.com/bar/index.html>

表5 直近のバルイベントの実施状況等

都市名	中心市街地と比べたイベントの実施範囲	一綴りのチケット枚数	前売り料金	当日料金	直近の参加店舗数
神戸市	やや狭い	5枚綴り	3,000円	バラ売り700円	19
姫路市	ほぼ一緒	5枚綴り	3,000円	3,500円	106
尼崎市	ほぼ一緒	5枚綴り	3,000円	3,500円・バラ売り700円	56
明石市	ほぼ一緒	5枚綴り	3,000円	バラ売り700円	67
伊丹市	ほぼ一緒	5枚綴り	3,500円	4,000円・バラ売り800円	97
宝塚市	区域外あり	1コイン [※] or 2コインor 3コインの選択制			119
川西市	ほぼ一緒	1コインor 2コインの選択制 ^{※※}			33

※1コインは500円

※※前回まではチケット制

資料：各バルマップに記載の事項に基づき作成

中心市街地活性化基本計画の設定区域とパルイベントの実施範囲との比較—兵庫県を事例として—(石原 肇)

田まちづくり(株)が、経済活力の向上のための機関としては(株)神戸ながたTMOがそれぞれ担っている。1日平均旅客乗降車人員は、JR新長田駅では22,013人、神戸市営地下鉄西神線新長田駅では20,896人、同海岸線新長田駅では9,121人となっている。

「新長田まちなかバル」は、中心市街地活性化基本計画の計画期間が終了した以降の2016年10月に第1回が開催され、それ以降は開催されていない(表4)。「新長田まちなかバル」はアスタ新長田北テナント会が主催し、事務局も担っており、新長田まちづくり(株)も(株)神戸ながたTMOも関与していない。

図5に示すパルイベントの実施範囲をみると、中心市街地と比較してやや狭い範囲で行われている(表5)。2016年10月開催の第1回での参加店舗数は19軒となっている。5枚綴りのチケット制で、前売りで3,000円、当日券で3,500円となっている。

なお、2017年3月に主催・事務局のアスタ新長田北テナント会に継続開催しない理由を確認したところ、参加店舗数が少なくなったとのことであった。また、「新長田まちなかバル」は、アスタ新長田北テナント会のイベントであり、中心市街地活性化協議会は関与しておらず、中心市街地活性化基本計画とは分離しているとのことであった。

(2) 姫路市中心市街地活性化基本計画と「姫路まちなかバル」

姫路市は兵庫県の南西部、播磨地方に位置し(図2)、市域の面積は約534.5km²、人口は約53.6万人となっている。1996年4月に全国で初めて中核市に移行した市である。2006年3月に周辺4町との合併により、都市構造や産業構造が大きく変化した。近畿圏整備法の都市開発区域にあたる(図1)。

表2に示すように、姫路市の中心市街地活性化基本計画は2009年12月7日に認定されている。計画期間は、2009年12月から2015年3月とされている。姫路市では、2015年3月27日に、第二期の中心市街地活性化基本計画が認定されている。第二期の計画期間は、2015年4月から2020年3月とされており、2018年11月現在計画期間中である。

中心市街地活性化基本計画の中心市街地領域は図6に示すようにJR姫路駅から姫路城に至る間

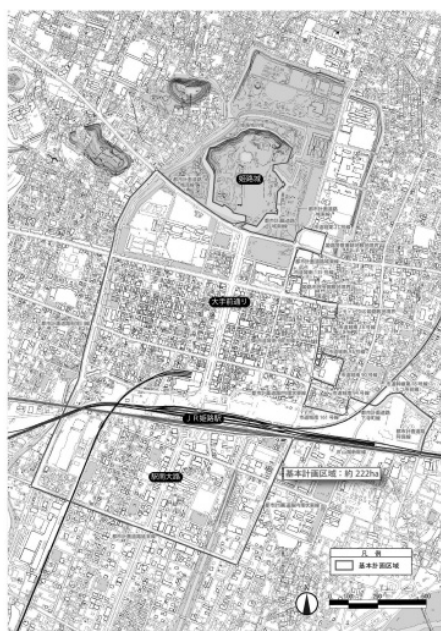


図6 姫路市中心市街地領域

資料：「姫路市中心市街地活性化基本計画」(姫路市、2015)から引用

に設定され、面積は約222haとなっており、本稿の研究対象地域の中で最も大きい（表3）。都市機能の増進のための機関としては(株)まちづくり姫路が、経済活力の向上のための機関としては姫路商工会議所がそれぞれ担っている。1日平均旅客乗降車人員は、JR姫路駅では51,086人、山陽姫路駅では14,185人となっている。

「姫路まちなかバル」は、2012年11月に第1回が開催され、2018年10月に第7回が開催されており、年1回の開催が継続している（表4）。「姫路まちなかバル」は、姫路商工会議所が主催し、事務局も担っており、経済活力の向上のための機関がバルイベントを牽引している。図7に示すバルイベントの実施範囲をみると、中心市街地と比較してほぼ同一の範囲で行われている（表5）。2018年10月開催の第7回での参加店舗数は106軒となっている。5枚綴りのチケット制で、前売りで3,000円、当日券で3,500円となっている。



図7 姫路まちなかバルのバルマップ（姫路商工会議所作製）

資料：2017年10月現地調査により入手

（3）尼崎市中心市街地活性化基本計画と「阪尼バル」

尼崎市は兵庫県の南東部に位置し（図2）、市域の面積は約50.7km²、人口は約45.3万人で、2009年4月に中核市に移行している。大阪府内の市を除き、大阪市と唯一接している市である。かつては阪神工業地帯の中核を担う工業都市として「工都」と号される一方、公害の都市としても有名であった。近畿圏整備法の既成都市区域にあたる（図1）。

表2に示すように、尼崎市の中心市街地活性化基本計画は2008年7月9日に認定されて

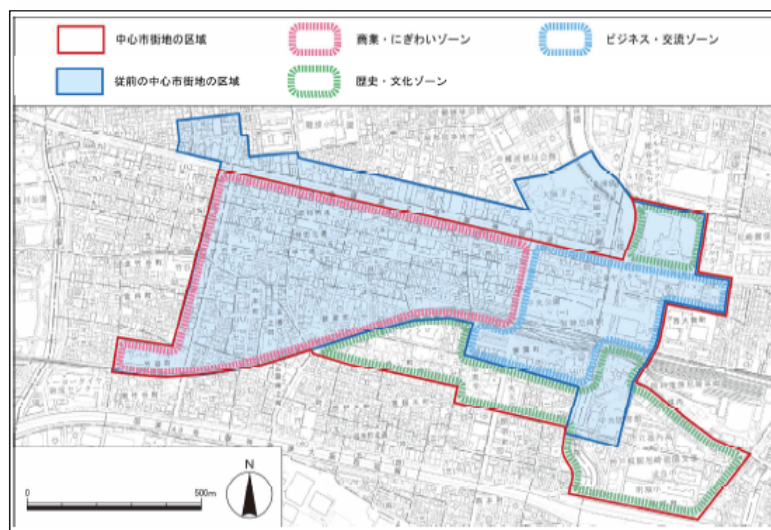


図8 尼崎市中心市街地区域

資料：『尼崎市中心市街地活性化基本計画』（尼崎市，2008）から引用

いる。計画期間は、2008年7月から2013年3月とされている。計画期間終了後は、尼崎市では、中心市街地活性化基本計画を策定していない。

中心市街地活性化基本計画の中心市街地区域は図8に示すように阪神電鉄の阪神尼崎駅周辺に設定され、面積は約83haとなっている（表3）。都市機能の増進のための機関としては(株)ティー・エム・オー尼崎が、経済活力の向上のための機関としては尼崎商工会議所がそれぞれ担っている。1日平均旅客乗降車人員は、阪神電鉄の阪神尼崎駅で41,401人となっている。

「阪尼バル」は、中心市街地活性化基本計画の計画期間が終了した以降の2014年7月に第1回が開催され、それ以降は開催されていない（表4）。「阪尼バル」は阪尼バル実行委員会が主催し、事務局も担っており、(株)ティー・エム・オー尼崎も尼崎商工会議所も関与していない。

図9に示すバルイベントの実施範囲をみると、中心市街地区域と比較してほぼ同一の範囲で行われている（表5）。2014年7月開催の第1回での参加店舗数は56軒となっている。5枚綴りのチケット制で、前売りで3,000円、当日券で3,500円となっている。

なお、2017年3月にバルマップに記載の事務局の電話番号に電話をかけたが、つながらず、尼崎市内のバルイベントを承知している公益財団法人尼崎地域産業活性化機構への聞き取りを行った。同機構は、尼崎市の外郭団体で商店街振興を担っている機関である。その結果、尼崎市内では阪急電鉄の武庫之荘駅周辺で行われたバルイベントが最初で、阪神尼崎



図9 阪尼バルのバルマップ (阪尼バル実行委員会作製)

資料：阪尼バルHPから引用
<http://amagasakibar.web.fc2.com/>

駅周辺で行われた「阪尼バル」を含めた7箇所で行われたイベントが行われた時期があったとのことであった。このうち、2017年3月時点でも継続してバルイベントが実施されている地域も複数あるとのことであり、継続するか否かは、それぞれのバルイベントの運営方法に負うものとのことであった。

以上から、「阪尼バル」は、神戸市の「新長田まちなかバル」と同様に、中心市街地活性化協議会は関与しておらず、中心市街地活性化基本計画とは分離したものと考えられた。

(4) 明石市中心市街地活性化基本計画と「明石まちなかバル」

明石市は、兵庫県の南部、東播磨の播磨地方に位置し (図2)、明石海峡に面する都市で、市域の面積は約49.4km²、人口は約29.3万人となっている。日本では東経135度が日本標準時子午線と定められ、線上の明石が「子午線のまち」として定着した。2018年4月に中核市に移行している。近畿圏整備法の都市開発区域にあたる (図1)。

表2に示すように、明石市の中心市街地活性化基本計画は2010年11月30日に認定されている。計画期間は、2010年11月から2016年3月とされている。明石市では、2016年3月15日に、第二期の中心市街地活性化基本計画が認定されている。第二期の計画期間は、2016年4月から2021年3月とされており、2018年11月現在計画期間中である。

中心市街地活性化基本計画の中心市街地は図10に示すようにJR明石駅や山陽明石

中心市街地活性化基本計画の設定区域とバルイベントの実施範囲との比較一兵庫県を事例として一(石原 肇)



図10 明石市中心市街地

資料：『明石市中心市街地活性化基本計画(新計画)』
(明石市, 2016) から引用

図11 明石まちなかバルのバルマップ(明石商工会議所作製)

資料：2017年11月現地調査により入手

駅から海側に向かう一帯に設定され、面積は約60haとなっており、本稿の研究対象地域の中で最も小さい(表3)。都市機能の増進のための機関としては明石地域振興開発株が、経済活力の向上のための機関としては明石商工会議所がそれぞれ担っている。1日平均旅客乗車人員は、JR明石駅では52,230人、山陽明石駅では14,378人となっている。本稿で取り上げている駅の中で、JR明石駅の1日平均旅客乗車人員が最も多くなっている。

「明石まちなかバル」は、2010年10月に第1回が開催され、その1年半後の2012年6月に第2回が開催された。それ以降は、毎年6月と11月の年2回の開催を継続し、2018年11

月の第15回の開催に至っている（表4）。「明石まちなかバル」は、実行委員会が主催し、事務局は明石地域振興開発株式が担っており、都市機能の増進のための機関がバルイベントを牽引している。図11に示すバルイベントの実施範囲をみると、中心市街地域と比較してほぼ同一の範囲で行われている（表5）。2018年11月開催の第15回での参加店舗数は67軒となっている。5枚綴りのチケット制で、前売りで3,000円、当日券で3,500円となっている。

（5）伊丹市中心市街地活性化基本計画と「伊丹まちなかバル」

伊丹市は兵庫県の南東部に位置し（図2）、市域の面積は約25.0km²、人口は約19.7万人となっている。大阪市から約10キロメートルと近く、JR福知山線や阪急伊丹線が結び、大阪の衛星都市の一つとして位置づけられ、大阪国際空港があることで交通の要衝ともなっている。日本酒発祥の地でもある。近畿圏整備法の近郊整備区域にあたる（図1）。

表2に示すように、伊丹市の中心市街地活性化基本計画は2008年7月9日に認定されている。計画期間は、2008年7月から2013年3月とされている。伊丹市では、2016年3月15日に、第二期の中心市街地活性化基本計画が認定されている。第二期の計画期間は、2016年4月から2021年3月とされており、2018年11月現在計画期間中である。

中心市街地活性化基本計画の中心市街地地域は図12に示すようにJR伊丹駅と阪急伊丹駅の間に設定され、面積は約73haとなっている（表3）。都市機能の増進のための機関としては伊丹都市開発株式（現、伊丹まち未来株式）が、経済活力の向上のための機関としては伊丹商工会議所がそれぞれ担っている。1日平均旅客乗降車人員は、JR伊丹駅では24,285人、阪急伊丹駅では22,946人となっている。

「伊丹まちなかバル」は、2009年10月に第1回が開催され、2018年10月に第19回が開催されている（表4）。毎年5月と10月の年2回の開催が継続している。「伊丹まちなかバル」は、伊丹市中心市街地協議会が主催となり、伊丹まち未来株式が事務局を担っている。図13に示すバルイベントの実施範囲をみると、中心市街地地域と比較してほぼ同一の範囲で行われている（表5）。2018年10月開催の

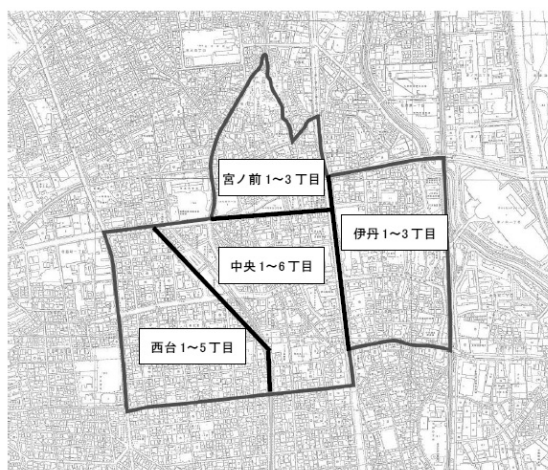


図12 伊丹市中心市街地地域

資料：『伊丹市中心市街地活性化基本計画』（伊丹市、2016）から引用

中心市街地活性化基本計画の設定区域とバルイベントの実施範囲との比較—兵庫県を事例として—(石原 肇)



図13 伊丹まちなかバルのバルマップブック (伊丹市中心市街地協議会作製)

資料：2016年10月現地調査により入手

第19回での参加店舗数は97軒となっている。5枚綴りのチケット制で、前売りで3,500円、当日券で4,000円となっており、本稿の研究対象地域の中では最も高い価格設定となっている。

(6) 宝塚市中心市街地活性化基本計画と「宝塚バル」

宝塚市は、兵庫県の南東部に位置し(図2)、市域の面積は約101.8km²、人口は約22.5万人となっている。市域は南北に細長く、住宅地が広がる南部市街地と、豊かな自然に囲まれた北部田園地域からなっている。歌劇と温泉のまちとして知られる。宝塚市は、2003年4月に特例市に移行したが、2015年4月の地方自治法の一部改正により、特例市制度が

廃止となり、「施行時特例市」として位置づけられている。近畿圏整備法の近郊整備区域にあたる（図1）。

表2に示すように、宝塚市の中心市街地活性化基本計画は2008年3月12日に兵庫県の中で最も早い時期に認定されている。計画期間は、2008年3月から2012年3月とされている。計画期間終了後は、尼崎市では、中心市街地活性化基本計画を策定していない。

中心市街地活性化基本計画の中心市街地区域は図14に示すようにJR宝塚駅と阪急宝塚駅を基点として、阪急今津線沿いに宝塚南口駅を經由して逆瀬川駅まで、また武庫川に沿って宝塚市役所周辺までの間に設定され、面積は約183haとなっており、姫路市に次いで大きくなっている（表3）。都市機能の増進のための機関としてはソリオ宝塚都市開発(株)が、経済活力の向上のための機関としては宝塚商工会議所がそれぞれ担っている。1日平均旅客乗降車人員は、JR宝塚駅では32,318人、阪急宝塚駅では46,046人、宝塚南口駅では11,499人、逆瀬川駅では24,614人となっている。

「宝塚バル」は、2014年5月に第1回が開催され、2018年6月に第5回が開催されており、年1回の開催を継続している（表4）。「宝塚バル」は、宝塚バル実行委員会が主催し、事務局も担っている。「宝塚バル」は図15に示すように、3箇所にエリアを分けて、開催日を1週間ずつずらして実施する方法をとっており、バルイベントの実施範囲をみると、中心市街地地域よりも広い範囲で行われている（表5）。2018年6月開催の第5回での参加店舗数は119軒となっている。「宝塚バル」はチケット制ではなく、コイン制となっており、参加店が500円、1,000円、1,500円の3段階で価格設定できる方法となっている。

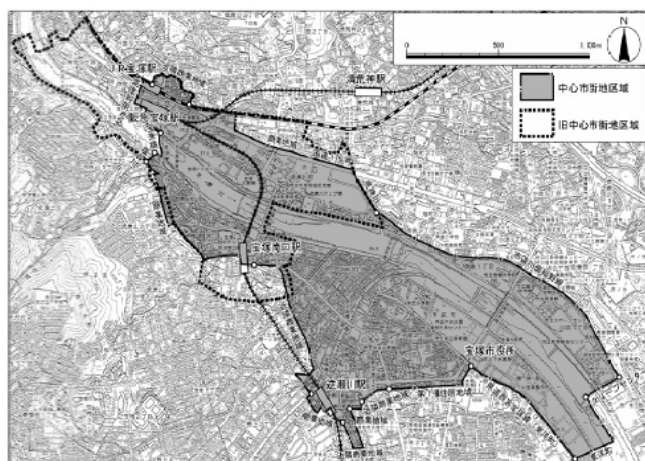


図14 宝塚市中心市街地地域

資料：『宝塚市中心市街地活性化基本計画』（宝塚市、2008）から引用

中心市街地活性化基本計画の設定区域とバルイベントの実施範囲との比較―兵庫県を事例として―(石原 肇)

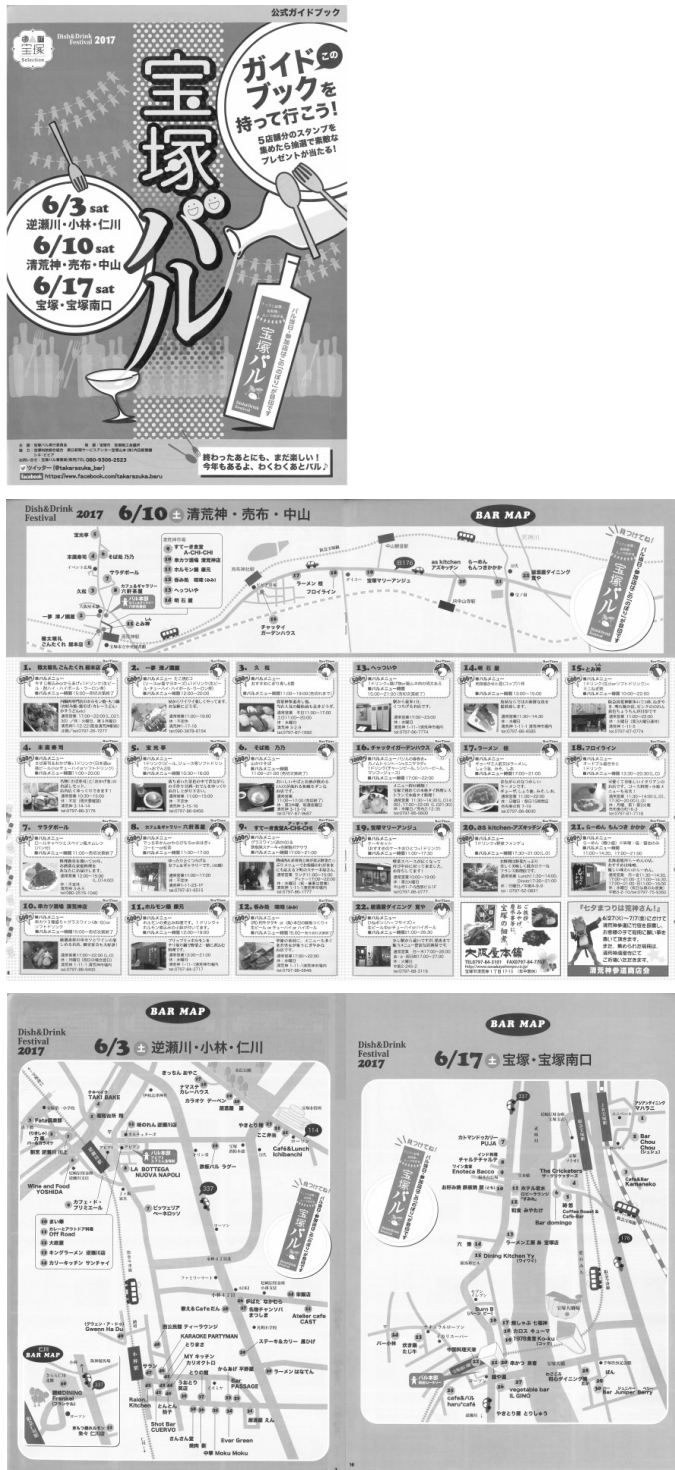


図15 宝塚バルのバルマップブック (宝塚バル実行委員会作製)
資料：2017年6月現地調査により入手

(7) 川西市中心市街地活性化基本計画と「川西きんたくんバル」

川西市は、兵庫県の南東部に位置し（図2）、市域の面積は約53.4km²、人口は約15.6万人となっている。市域は東西に狭く、南北に細長くなっている。市域の北部は山岳の起伏に富み、その一部は猪名川渓谷県立自然公園に指定され、他方、南部は平坦で、市の中心市街地はここに形成されている。近畿圏整備法の近郊整備区域にあたる（図1）。

表2に示すように、川西市の中心市街地活性化基本計画は2010年11月30日に認定されている。計画期間は、2010年11月から2015年3月とされている。川西市では、2015年3月27日に、第二期の中心市街地活性化基本計画が認定されている。第二期の計画期間は、2015年4月から2020年3月とされており、2018年11月現在計画期間中である。

中心市街地活性化基本計画の中心市街地領域は図16に示すようにJR川西池田駅を最も南側とし、阪急電鉄および能勢電鉄の川西能勢口駅からさらに北側の文化会館や商工会館等が集積するエリアまでの間に設定され、面積は約80haとなっている（表3）。都市機能の増進のための機関としては川西都市開発(株)およびパルティ川西が、経済活力の向上のための機関としては川西市商工会および川西能勢口振興開発(株)がそれぞれ担っている。1日平均旅客乗降車人員は、JR川西池田駅では19,771人、阪急電鉄の川西能勢口駅では44,249人、能勢電鉄の川西能勢口駅では46,250人となっている。

「川西きんたくんバル」は、2011年3月に第1回が開催され、それ以降は、毎年5月と11月の年2回の開催を継続してきた。しかし、2018年5月に一度休止し、2018年11月の第15回の開催に至っている（表4）。「川西きんたくんバル」は、川西市中心市街地協議会が主催し、事務局も川西市中心市街地協議会が担っている。図17に示すバルイベントの実施範囲をみると、中心市街地領域と比較してほぼ同一の範囲で行われている（表5）。2018年11月開催の第15回での参加店舗数は33軒となっている。第14回までは5枚綴りのチケット制で、前売りで3,000円、当日券で3,500円となっていたが、第15回からコイン制となっており、参加店が500円、1,000円の2段階で価格設定できる方法となっている。

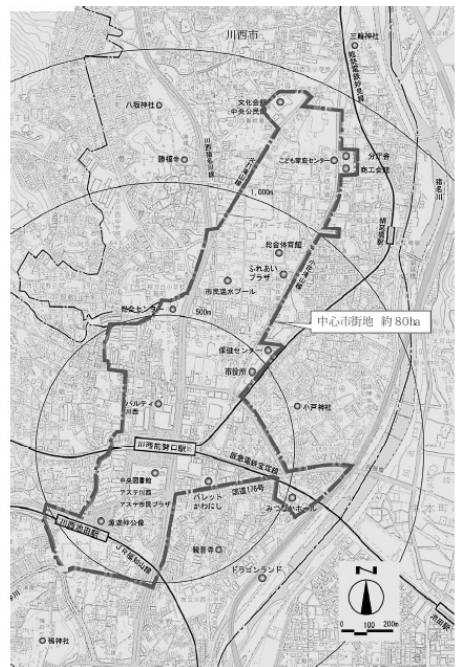


図16 川西市中心市街地領域
資料：『川西市中心市街地活性化基本計画』（川西市，2016）から引用

中心市街地活性化基本計画の設定区域とバルイベントの実施範囲との比較一兵庫県を事例として一(石原 肇)

図17 かわにしきんたくんバルのバルマップブック (川西市中心市街地協議会作製)

資料：2016年10月現地調査により入手

(8) 丹波市中心市街地活性化基本計画とバルイイベント実施の状況

丹波市は、兵庫県の中央東部に位置し（図2）、市域の面積は約493.2km²、人口は約6.5万人となっている。谷川（2009）によれば、市内の南部地域は阪神都市圏との係わりが比較的深く、一方、北部地域は隣接する京都府等との係わりが比較的強くなっているとされる。

表2に示すように、丹波市の中心市街地活性化基本計画は2009年3月27日に認定されている。計画期間は、2009年3月から2015年2月とされている。丹波市では、2016年3月15日に、第二期の中心市街地活性化基本計画が認定されている。第二期の計画期間は、2016年4月から2021年3月とされており、2018年10月現在計画期間中である。

中心市街地活性化基本計画の中心市街地区域は図18に示すようにJR柏原駅から北側に広がるエリアに設定され、面積は約69haとなっており、本稿の研究対象地域の中では明石市の設定面積について小さい（表3）。都市機能の増進のための機関としては㈱まちづくり柏原が、経済活力の向上のための機関としては丹波市商工会がそれぞれ担っている。1日平均旅客乗降車人員は、JR柏原駅では816人となっており、本稿の研究対象地域の中では最も少なくなっている。

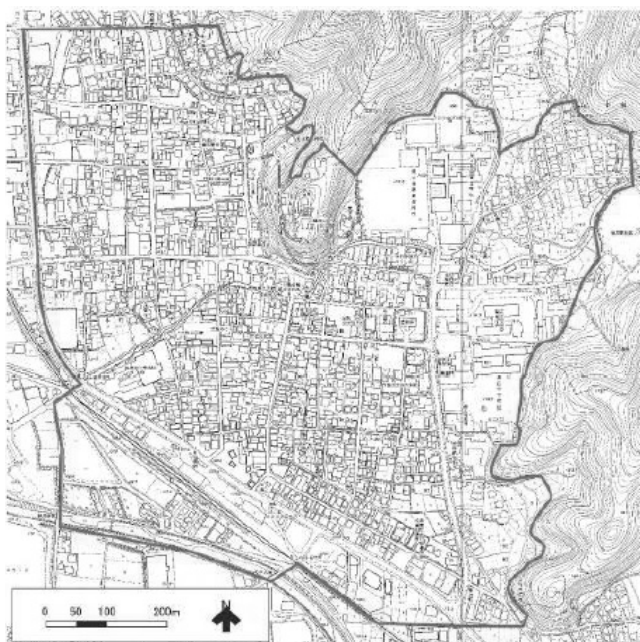


図18 丹波市中心市街地区域

資料：『丹波市中心市街地活性化基本計画』（丹波市，2016）から引用

中心市街地活性化基本計画の設定区域とバルイベントの実施範囲との比較—兵庫県を事例として—(石原 肇)

第二期の中心市街地活性化基本計画では、バルイベントの実施が盛り込まれている。このことから、2017年3月に丹波市の中心市街地活性化基本計画を所管する新産業創造課に問い合わせたところ、実行委員会は設置しているものの、実現には至っていないとのことであった。したがって、丹波市については、中心市街地活性化基本計画の中心市街地区域とバルイベントの実施範囲との比較は行えない。

4 中心市街地区域とバルイベント実施範囲の比較

前章では、個々の市の中心市街地活性化基本計画とバルイベントの実施状況をみてきた。本章では中心市街地活性化基本計画とバルイベントの実施状況をバルイベントの実績のない丹波市を除く7市を対象に考察することとする。

まず、バルイベントの実施の継続性についてである。バルイベントの開催実績のある7市のうち、継続してバルイベントを開催しているのは開催時期の早い順に伊丹市、明石市、川西市、姫路市、宝塚市であり、1回の開催に止まったのは開催時期の早い順に尼崎市と神戸市（新長田地区）であった。1回の開催に止まった尼崎市と神戸市（新長田地区）は、いずれも中心市街地活性化基本計画の計画期間が終了してからのバルイベントの開催となっており、中心市街地活性化協議会に参画する都市機能の増進のための機関あるいは経済活力の向上のための機関が関与しない形でバルイベントは実施されていた。このようなことから、尼崎市での「阪尼バル」の実施範囲は中心市街地活性化基本計画の中心市街地区域とほぼ同一であったが、神戸市（新長田地区）での「新長田まちなかバル」の実施範囲は中心市街地活性化基本計画の中心市街地区域より小さい範囲で実施されていた。一方、継続してバルイベントを開催している5市のうち、伊丹市、明石市、川西市、姫路市の4市は最初の中心市街地活性化基本計画の計画期間が終了した後、第二期の中心市街地活性化基本計画を策定し、現在も計画期間中であった。また、この4市では、バルイベントの事務局を中心市街地活性化協議会、都市機能の増進のための機関あるいは経済活力の向上のための機関のいずれかが担っており、中心市街地活性化基本計画の実現を図るための取り組みとして実施してきている。これら4市のバルイベントの実施範囲は中心市街地活性化基本計画の中心市街地区域とほぼ同一であった。宝塚市の「宝塚バル」は、これら4市とは異なり、前記の尼崎市と神戸市（新長田地区）と同様に中心市街地活性化基本計画の計画期間が終了してからのバルイベントの開催となっており、中心市街地活性化協議会に参画する都市機能の増進のための機関あるいは経済活力の向上のための機関が関与しない形でバルイベントは実施されてきている。また、「宝塚バル」の実施範囲は中心市街地活性化

化基本計画の中心市街地域より大きい範囲で実施されてきている。

つぎに、継続してバルイベントを開催している5市の参加店舗数の推移を図19に示す。最も早い時期から開催している伊丹市の「伊丹まちなかバル」は約73haの範囲で実施され、第10回の113店の参加をピークに、その後は概ね100店前後の参加で推移している。明石市の「明石まちなかバル」は最も小さい面積の約60haの範囲で実施され、第6回の79店をピークに、その後は概ね60店前後で推移している。川西市の「川西きんたくんバル」は約80haの範囲で実施され、第5回の84店をピークに、その後は減少を続け、第15回は33店の参加に止まっている。これら3つのバルイベントは比較的狭い実施範囲で年2回実施している点で共通している。その中で、「伊丹まちなかバル」と「明石まちなかバル」は安定した参加店舗数で運営できているように見受けられる。一方、「川西きんたくんバル」は、同程度の実施範囲でありながら、参加店舗数の減少が続いており、運営方法に課題があるものと推測される。姫路市の「姫路まちなかバル」は、本稿の研究対象地域の中で最も大きい約222haの実施範囲で、80店から開始し、ここ数回は100店を上回る参加店舗数で推移している。また、宝塚市の「宝塚バル」は約188haの中心市街地域を超えた大きさの実施範囲で、初回は91店であったが、第2回以降は常に100店を超える参加店舗数で推移している。「姫路まちなかバル」と「宝塚バル」は年1回の開催ということもあり、着実に運営がなされ、参加店舗数がまだ増加傾向の途上にあるように見受けられる。これらのことから、本稿の研究対象地域に限定すれば、バルイベントの実施範囲として200ha前後の広さでも、参加店舗数が100店前後あれば、運営は可能であると考えられる。

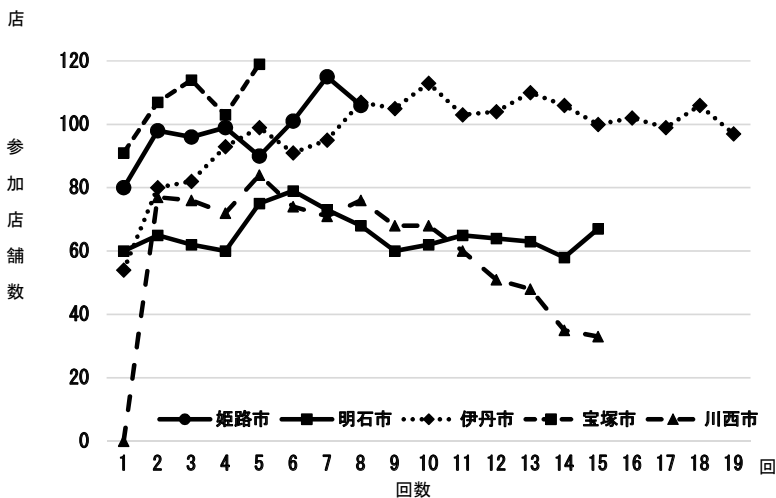


図19 バルイベントの参加店舗数の推移

資料：各主催機関提供資料およびバルマップより作成

5 まとめと今後の課題

本稿では、近畿圏では中心市街地活性化基本計画の策定市が8市と最も多い兵庫県を研究対象地域として、中心市街地活性化基本計画に基づく中心市街地とバルイベントの実施範囲とを比較した。その結果、計画期間中の姫路市、明石市、伊丹市、川西市の4市では、中心市街地とバルイベントの実施範囲が一致していた。また、これらの4市では、バルイベントが継続的に開催されていた。一方、計画期間が終了している神戸市（新長田地区）、尼崎市、宝塚市の3市では異なる対応がみられた。宝塚市では中心市街地より広い範囲をバルイベントの実施範囲とし、継続的に開催されていた。残りの2市では、バルイベントは継続開催されず、1回だけの開催に止まっていた。この2市では、尼崎市では中心市街地とバルイベントの実施範囲が一致し、もう一方の神戸市（新長田地区）では中心市街地よりバルイベントの実施範囲は小さくなっていた。なお、丹波市は、中心市街地活性化基本計画の計画期間中であるが、未だにバルイベントは実施されていない。

これらのことから、中心市街地活性化基本計画の策定市では、計画期間中の場合に、バルイベントが継続開催されやすい傾向にあるといえよう。これは、中心市街地活性化協議会あるいは商工会議所やまちづくり会社がバルイベントの実施を牽引していくことに貢献しやすい状況にあるからと推測される。中心市街地活性化基本計画の策定市であっても、計画期間が終了していれば、中心市街地活性化基本計画を策定していない市と変わりはなく、バルイベントが継続されるか否かはバルイベントの実施主体の継続の意思次第と思われる。

なお、本稿の調査結果からだけでは、飲み歩きイベントであるバルイベントの適切な実施範囲は見出せない。これまでの他の地域の情報収集から、バルイベントの実施範囲を変更した地域が複数あるとの情報を得ており、これらの変遷を把握し、本稿の調査結果とあわせて考察することで、バルイベントの適切な実施範囲を明らかにしていくことが課題である。

注

- 1) 本稿では、主要な論点として3点をあげた。これら3点以外にも、飲み歩きイベントであるにも関わらずバスを使用するバルイベント（滋賀県栗東市、兵庫県芦屋市、和歌山県和歌山市等）、地図のないバルイベント（大阪府門真市）等、様々な実施方法がみられることから、別の論点も当然あり得る。

- 2) 遊佐 (2017) は日本で初めてバルイベントに取り組んだ「函館西部地区バル街」について地域資源を活用した地域活性化の有効事例として位置づけ、バルイベントが果たす地域活性化の有効性と、そこから生まれる地域力の創出およびイベントの優位性を分析している。岡田 (2017) は農業県である鹿児島県鹿児島市の「かごしまバル街」を事例として、地産地消の取組みが参加店舗に与える影響、参加店舗のバルイベント実施地域における位置から各店舗が参加と不参加のどちらの判断をしているかの2点について分析を行っている。
- 3) 駒木 (2018) は、全国の中心市街地活性化基本計画策定市を研究対象地域とし、中心市街地区域内の商業集積の程度をクラスター分析により5類型に類別している。
- 4) 石原 (2017a) の調査時点以降、2017年3月24日に滋賀県の東近江市で中心市街地活性化基本計画が認定されており、滋賀県の中心市街地活性化基本計画策定市は5市となっている。

付記

本稿は、地域活性学会第5回関西支部研究会(2016年11月、関西大学)において口頭発表した「伊丹市主催「近畿バルサミット」の参加団体からみたバルイベント開催の波及状況」および2017年日本地理学会春季学術大会(2017年3月、筑波大学)において口頭発表した「バルイベントの実施範囲と中心市街地活性化基本計画の区域設定との整合性－近畿2府4県を事例として－」の内容の一部を加筆・修正したものである。

謝辞

本研究を進めるにあたり、兵庫県内の関係各市、まちづくり会社、商工会議所等に情報提供や聞き取りの対応をいただいた。ご協力いただいた方々に感謝を申し上げます。

参考文献

明石市『明石市中心市街地活性化基本計画』2010年11月。

http://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/machisaisei_shitsu/shise/gyose/kekaku/documents/chukatsu_plan_all.pdf

(最終閲覧日：2018年11月11日)

明石市『明石市中心市街地活性化基本計画(新計画)』2016年3月。

http://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/machisaisei_shitsu/shise/gyose/kekaku/documents/chukatsu_plan2_all.pdf

(最終閲覧日：2018年11月11日)

尼崎市『尼崎市中心市街地活性化基本計画』2008年7月。

中心市街地活性化基本計画の設定区域とバルイベントの実施範囲との比較—兵庫県を事例として—(石原 肇)

http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/si_kangae/si_keikaku/1010924.html

(最終閲覧日：2018年11月11日)

石原 肇「滋賀県におけるバルイベントの地域的特性」『日本都市学会年報』第50巻, 2017年 5月, 241-250ページ。

石原 肇「大阪府堺市の「ガシバル」における地産地消の取組」『地域活性学会第9回大会論文集』, 2017年 9月, 242-245ページ。

石原 肇「大阪府の「八尾バル」における地域特産野菜を用いた地産地消の取組み」『地域研究』第58巻A, 2017年12月, 28-40ページ。

石原 肇「奈良県におけるバルイベントの地域的特性」『大阪産業大学学会論集 人文・社会科学編』第33号, 2018年 6月, 35-48ページ。

石原 肇「兵庫県三田市の「三田バル」における地産地消の取組み」『地域活性学会第10回大会論文集』, 2018年 9月, 37-40ページ。

伊丹市『伊丹市中心市街地活性化基本計画』2008年 7月。

http://www.city.itami.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/51/18_tyusinsigaiti_zentai.pdf

(最終閲覧日：2018年11月11日)

伊丹市『伊丹市中心市街地活性化基本計画』2016年 3月。

<http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/TOSHIKATSURYOKU/TOSID/chukatsukihonkeika/ku/1498704114723.html>

(最終閲覧日：2018年11月11日)

岡田 登「鹿児島市におけるバルイベントを通じた地産地消の取組み」『地域研究』第58巻A, 2017年12月, 15-27ページ。

川西市『川西市中心市街地活性化基本計画』2010年11月。

<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/business/syokogyo/1004106/tyuusinnsigaiti.html>

(最終閲覧日：2018年11月11日)

川西市『川西市中心市街地活性化基本計画』2015年 3月。

<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/business/syokogyo/1004106/1004107.html>

(最終閲覧日：2018年11月11日)

公益財団法人日本デザイン振興会「グッドデザイン賞受賞概要」2017年10月。

<https://www.g-mark.org/award/describe/46066>

(最終閲覧日：2018年11月11日)

神戸市『神戸市（新長田地区）中心市街地活性化基本計画』2008年 7月。

[http://www.city.kobe.lg.jp/business/promotion/commerce/plan/img/tyuusinsigaitikasseik
akihonkeikaku.pdf](http://www.city.kobe.lg.jp/business/promotion/commerce/plan/img/tyuusinsigaitikasseik
akihonkeikaku.pdf)

(最終閲覧日：2018年11月11日)

国土交通省都市局まちづくり推進課『2014(平成26年度)中心市街地活性化ハンドブック』2014年。

http://www.mlit.go.jp/crd/index/handbook/2014/2014tyukatu_handbook.pdf

(最終閲覧日：2018年11月11日)

駒木伸比古「業種構成からみた中心市街地活性化基本計画認定都市における商業集積状況」
『E-journal GEO』第13巻第1号，2018年4月，127-139ページ。

清水裕子・中山 徹「継続的な商店街活性化イベントのありかたに関する研究：あるくん奈良ま
ちなかバルを事例として」『日本建築学会技術報告集』第20巻第44号，2014年2月，285-290
ページ。

清水裕子・中山 徹「商店街活性化イベントのインターナル・ブランディングに関する研究：あ
るくん奈良まちなかバルを事例として(その2)」『日本建築学会技術報告集』第21巻第49号，
2015年10月，1229-1234ページ。

角谷嘉則「商店街におけるコーディネーションの分析：飲食店の増加とバル街による変化」『流通』
第36巻，2015年6月，31-45ページ。

角谷嘉則「[函館西部地区バル街]から[伊丹まちなかバル]への情報提供とその経路」『流通研究』
第19巻第1号，2016年12月，67-82ページ。

宝塚市『宝塚市中心市街地活性化基本計画』2008年3月。

<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/anzen/1009514/toshisaisei/1002735.html>

(最終閲覧日：2018年11月11日)

谷川富寿「丹波市の認定中心市街地活性化基本計画について」『新都市』，第63巻第9号，2009年
9月，78-81ページ。

丹波市『丹波市中心市街地活性化基本計画』2016年3月。

<http://www.city.tamba.lg.jp/uploaded/attachment/21384.pdf>

(最終閲覧日：2018年11月11日)

内閣府地方創生推進事務局「認定された中心市街地活性化基本計画」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/list.html>

(最終閲覧日：2018年11月11日)

長坂泰之・齋藤一成・綾野昌幸・松井洋一郎・石上 僚・尾崎弘和『100円商店街・バル・まち
ゼミ お店が儲かるまちづくり』学芸出版社，2012年12月。

日本経済再生総合事務局『日本再興戦略 -JAPAN is BACK-』2013年6月。

中心市街地活性化基本計画の設定区域とバルイベントの実施範囲との比較—兵庫県を事例として—(石原 肇)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf

(最終閲覧日：2018年11月11日)

姫路市『姫路市中心市街地活性化基本計画』2009年12月。

<http://www.city.himeji.lg.jp/var/rev0/0097/4208/20141212151127.pdf>

(最終閲覧日：2018年11月11日)

姫路市『姫路市中心市街地活性化基本計画』2015年3月。

<http://www.city.himeji.lg.jp/var/rev0/0128/3386/2018816164544.pdf>

(最終閲覧日：2018年11月11日)

松下元則「函館西部地区バル街の集客メカニズム」『食生活科学・文化及び環境に関する研究助成研究紀要』第24号，2009年3月，191-199ページ。

松下元則「函館西部地区バル街の概観：歩み・参加者行動・仕組み」『福井県立大学論集』第41巻，2013年8月，87-112ページ。

真鍋宗一郎「回遊型飲食イベント(バルイベント)の集客メカニズムについて」『創造都市研究e』，第8巻第1号，2013年，1-25ページ。

遊佐順和「地域資源活用による地域力の創出に関する研究：函館西部地区バル街を事例として」『地域研究』第58巻A，2017年12月，1-14ページ。